

資 料 提 供
滋賀労働局発表
令和元年6月17日

担 当	滋賀労働局労働基準部
	健康安全課長 澤 源二
	健康安全係長 尾川 篤史
	電話：077-522-6650



滋賀労働局労働基準部長が 製造現場のパトロールを実施

～ 7月1日から7日は全国安全週間 ～

滋賀労働局（局長 石坂 弘秋）では、「全国安全週間」に合わせて、安全意識の高揚を図るため、滋賀県を代表する製造業の事業場に対して、安全パトロールを実施します。

《ポイント》

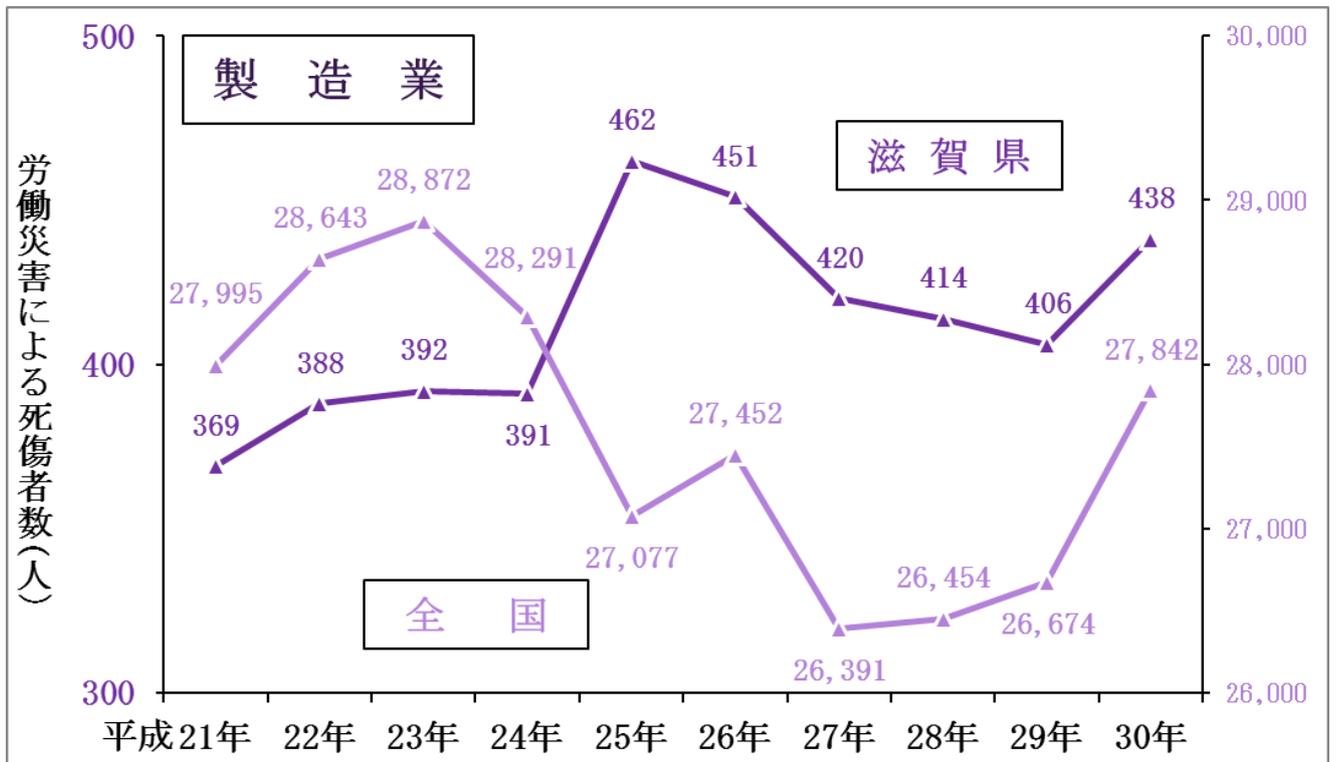
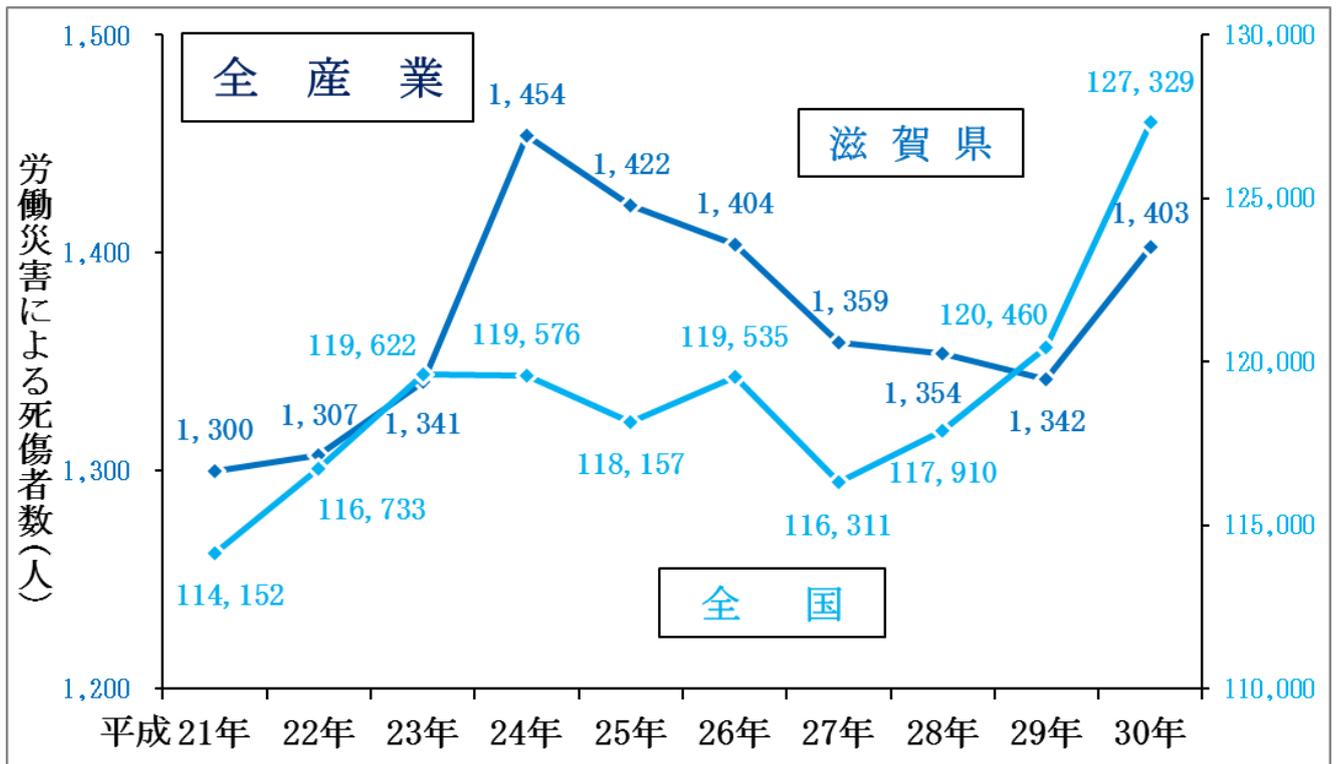
- 平成30年（1～12月）の滋賀県内の労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、**1,403人**（前年比+61人、+4.5%）と、平成24年以来、6年ぶりに増加に転じ、労働災害による死亡者数は**11人**と、前年の9人から**2人増加**し、再び10人を上回りました。
 製造業においても、死亡者数は**2人**（前年比-2人）と、減少したものの、死傷者数は**438人**（前年比+32人、+7.9%）と増加に転じました。
 また、労働者数300名以上の大規模製造業における死傷者数は、平成22年以降9年連続で**50人を超えており**、特に平成30年は過去20年間で最も多い**68人**となりました。
 今年も、死傷者数は減少しているものの、死亡者数が前年同時期を上回る水準で推移しており、憂慮すべき状況となっております（参考資料1～5）。
- 厚生労働省、中央労働災害防止協会の主唱により、7月1日から7日までを「**全国安全週間**」（6月1日から30日までを「**準備期間**」）とし、各事業場に対し、安全活動への積極的な取組を呼びかけています（参考資料6）。
- 滋賀労働局では、全国安全週間準備期間中に、**滋賀県を代表する製造業の事業場**に対して、**安全パトロール**を次のとおり実施します（参考資料7）。
 - 実施日時 令和元年6月27日（木）13時30分～
 - 対象事業場 積水化学工業株式会社 滋賀栗東工場
 （滋賀県栗東市野尻75）
 - 出席予定者 滋賀労働局 労働基準部長 ほか 計4名
 大津労働基準監督署長 ほか 計2名

是非、当日の取材をお願いします

取材される場合は当日午前10時までに上記担当あてにご連絡をお願いします。

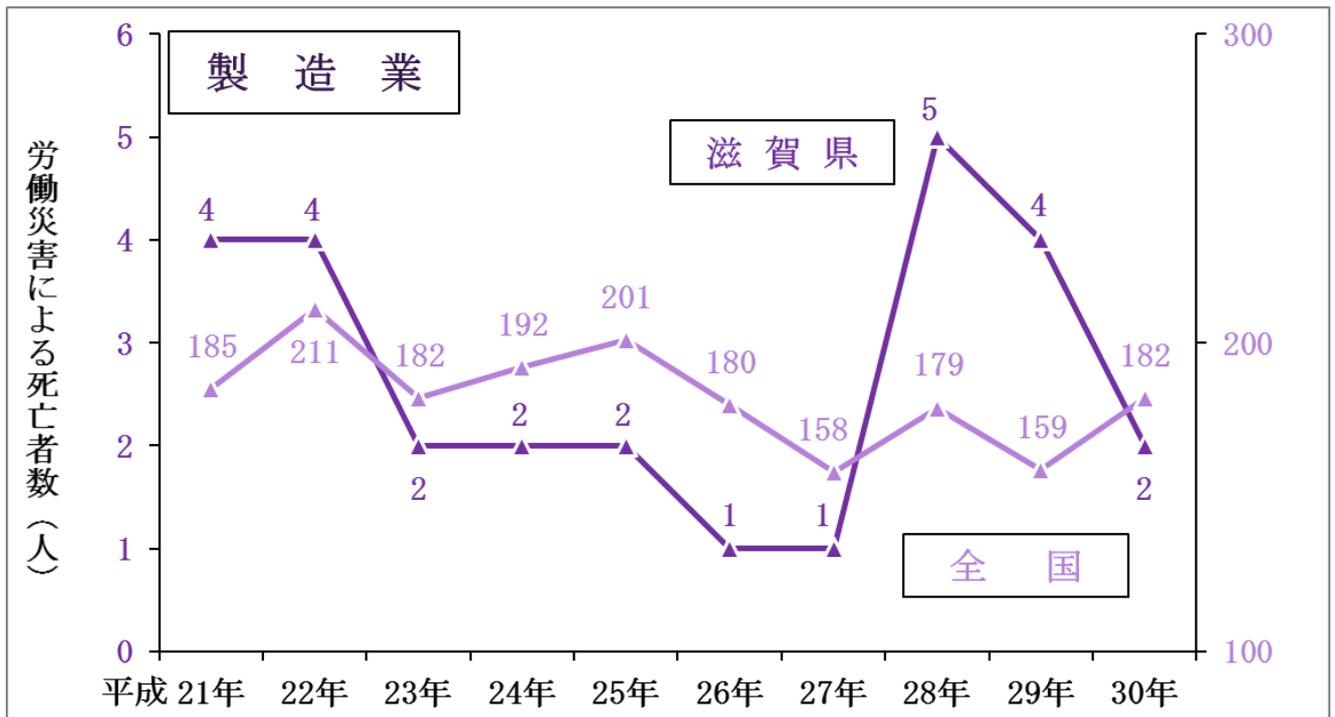
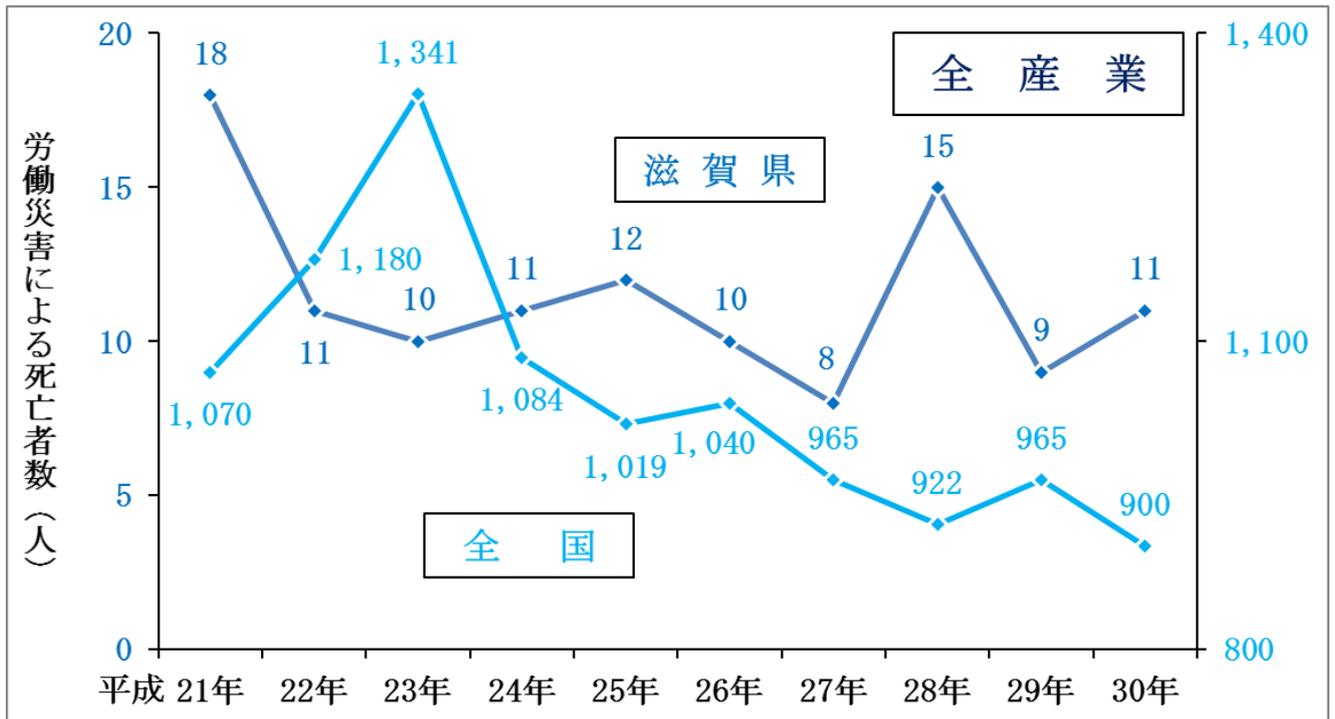
※ 工場内では、立入、撮影をご遠慮いただく箇所もありますので、積水化学工業株式会社の指示に従って取材されますようお願いいたします。

参考1 休業4日以上の死傷者数の経年推移



滋賀県内の休業4日以上の死傷者数は、全産業で5年連続して、製造業でも4年連続して減少していたが、平成30年はいずれも増加に転じた。

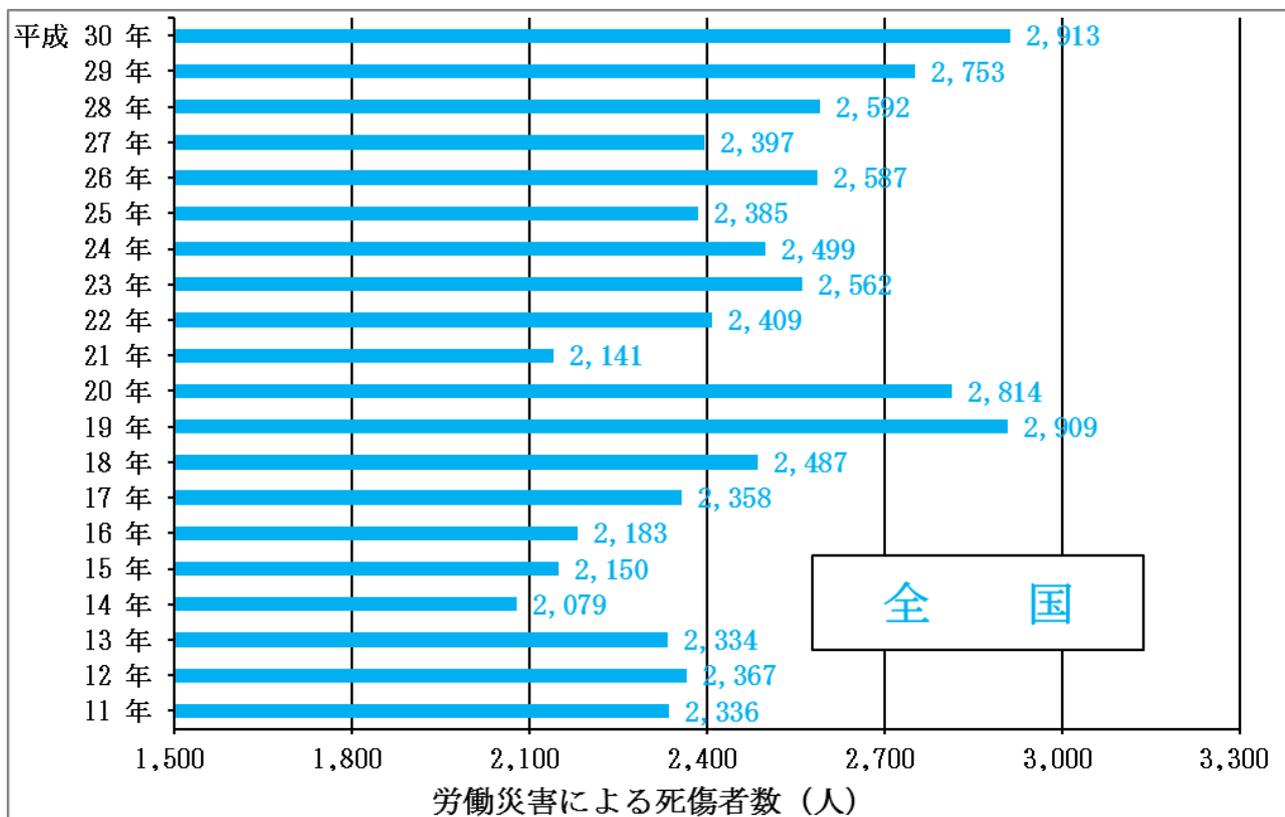
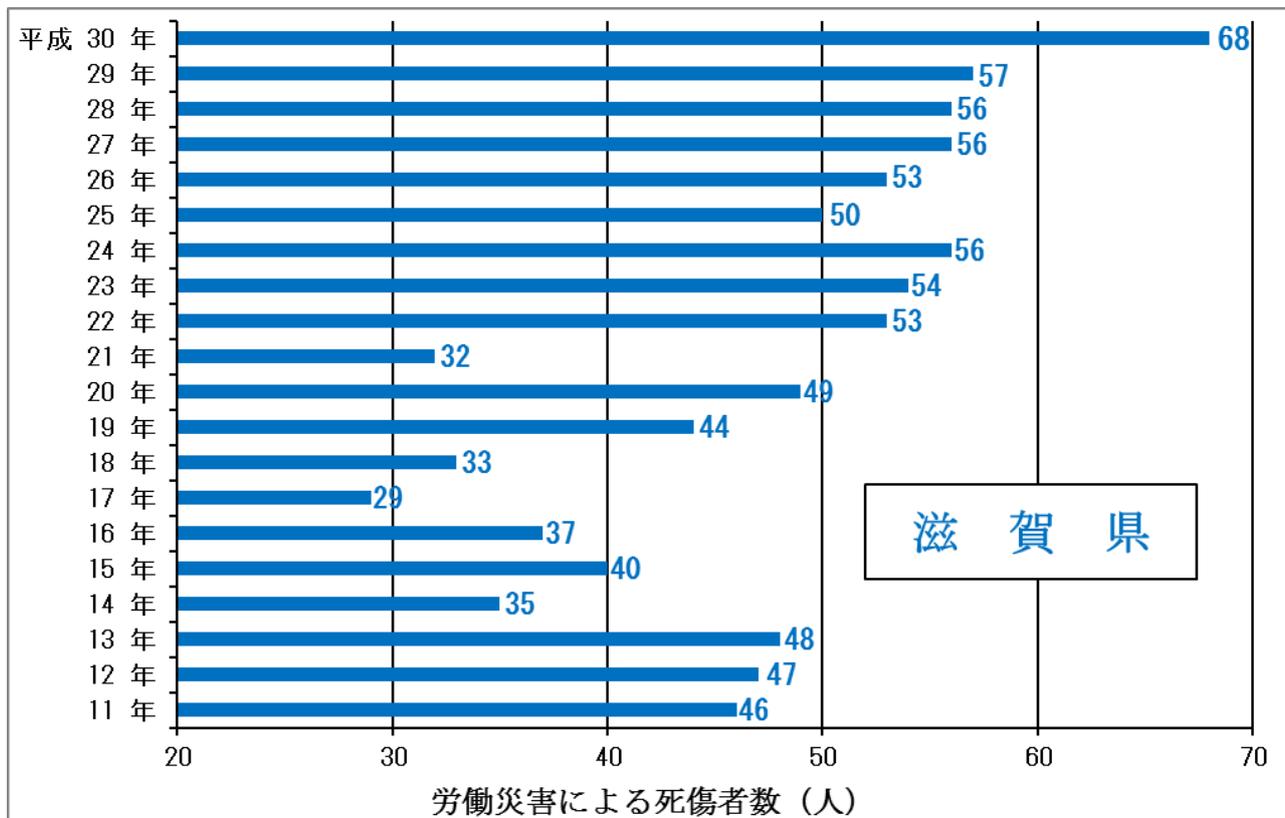
参考2 労働災害による死亡者数の経年推移



滋賀県内の労働災害による死亡者数は、近年は比較的低い水準で推移しており、平成27年には統計開始以来初めて10人を下回った。

平成30年は、製造業で減少したものの、全産業では2人増加し、再び10人を上回った。

参考 3 製造業における大規模事業場の労働災害発生状況
 (休業4日以上の死傷災害、労働者数300人以上の事業場)



近年では、労働者数300人以上の大規模製造業における災害が増加傾向にあり、平成30年は68人と、過去20年間で最も多い結果となった。

参考4 死亡災害の概要（平成30年）

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生状況
1	バス業 4-2-2 (220名)	2月 6時頃	はさまれ、 巻き込まれ	運転手 70代	被災者は、バス運転手であり、事業場内においてバスの車体の下に巻き込まれた状態で発見され、その後死亡が確認されたもの。事業場内は緩やかな勾配となっており、バスは勾配の中程でエンジンがかかったままの状態では停止していたが、目撃者がいないため、災害発生状況の詳細は不明である。
2	その他の商業 8-4-9 (6名)	3月 14時30分	はさまれ、 巻き込まれ	作業員・ 技能者 50代	駐車中の4トトラックが無人のまま逸走し、当該車両の近くにいた被災者が当該トラックの運転席と隣の車両のあいだの間に挟まれて死亡したもの。単独作業のため詳細は不明であるが、逸走したトラックはバッテリーが上がっていたため、被災者はその復旧のために隣のトラックのバッテリーとブースターケーブルでつなぐための準備をしていたものと推測される。当該場所は約1度の傾斜があり、逸走防止のための歯止めをしていなかった。
3	その他の 建設工事 3-3-9 (5名)	7月 10時30分	転倒	車両系建設 機械運転者 50代	太陽光パネル設置工事において、被災者が現場の竹や草を伐採したものを車両系建設機械(解体用つかみ機)で現場の一定箇所へ集積する作業を行っていたが、斜面を通行した際に車両系建設機械ごと転倒した。
4	砂防工事業 3-1-8 (4名)	8月 14時45分	墜落転落	作業員・ 技能者 30代	被災者は、同僚2人と山の法面でモルタル擁壁修繕工事に従事していた。3名が作業エリアを移動するため、ワイヤーロープを付け替える樹木を選定していたところ、落石があり(直径約15cm)、これが被災者の左側頭部に当たり、その衝撃で被災者は法面から約15メートル下に落下して全身を強く打って死亡した。
5	旅館業 14-1-1 (53名)	8月 8時30分	おぼれ	設備管理 60代	手こぎボートを棧橋に備えつけるため、被災者は棧橋までボートを漕いで行ったが、同僚が棧橋に行った時には、ボート、オール1本、被災者の靴が湖面に浮いており、被災者の姿が見当たらなかった。そのため湖を捜索したところ、30分後にボート真下の深さ3.1mの湖底に沈んでいた被災者を発見したが、溺死が確認されたもの。
6	警備業 17-2-1 (64名)	9月 10時10分	交通事故 (道路)	警備員 70代	片側1車線を規制し、道路工事を行っていた現場で交通誘導していた警備員が、現場にバックで入場してきたトラックに轢かれたもの。
7	電気通信 工事業 3-3-1 (50名)	9月 2時07分	感電	電工 30代	柱上のトラスビームに乗って作業をしていた被災者が、80cm上の検電していない、き電線(直流1500V)に背中が触れて感電したもの。
8	警備業 17-2-1 (25名)	9月 20時00分	おぼれ	警備員 40代	契約先で警備警報があったため、被災者が現場に向かったが、その後連絡がつかなくなった。現場には被災者が運転していた車両はエンジンがかかったまま放置されており、被災者の姿はなかった。警察が捜索したところ、翌日に、現場から12km下流の川の三角州で遺体で発見された。現場近くを流れる川が台風24号により増水しており、誤って川へ転落し、おぼれたものと推定される。
9	その他の木材・ 木製品製造業 1-4-9 (10名)	10月 10時50分	切れ・ こすれ	作業員・ 技能者 60代	1人で自動送材車式帯のこ盤を使用して原木の切断加工作業中に被災したもの。目撃者がおらず、被災者は操作レバー付近に仰向けで倒れているところを発見された。
10	機械(精密機械を 除く)器具製造業 1-13-1 (21名)	11月 9時30分	激突され	作業員・ 技能者 30代	フォークリフトで高さ270cm×幅78cm×奥行き98cm、重さ850kgを運搬していたところ、荷が倒れ、誘導者としてフォークリフトの近くにいた被災者が激突されて死亡したもの。
11	その他の 卸売業 8-1-9 (5名)	12月 14時30分	激突され	作業員・ 技能者 50代	フォークリフトを用いて機械の運搬作業を行っていた被災者が、横倒しになった当該フォークリフトのフォークに頭部を激突されて、死亡したもの。

参考5

滋賀県内の休業4日以上労働災害（令和元年5月末速報値）

様式1 業種別・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告に基づく）（休業4日以上）発生期間平成31年1月1日～令和元年5月31日 和元年5月末日現在 滋賀労働局

業種	滋賀全体				大津署				彦根署				東近江署					
	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率		
食品製造業	27	27	±0	±0	10	14	-4	-28.6	11	8	+3	+37.5	6	5	+1	+20.0		
繊維工業	7	7	±0	±0	4	4	±0	±0		1	-1	-100.0	3	2	+1	+50.0		
衣服・その他の繊維製品製造業		2	-2	-100.0			±0	±0		1	-1	-100.0		1	-1	-100.0		
木材・木製品製造業	(1)	5	+3	+60.0	(1)	5	+4	+400.0	1	2	-1	-50.0	2	2	±0	±0		
家具・装備品製造業	1	1	+1	+100.0			±0	±0		1	±0	±0	1	1	±0	+100.0		
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	5	-3	-60.0			±0	±0	1	1	±0	±0	1	4	-3	-75.0		
印刷・製本業	3	5	-2	-40.0			±0	±0	2	2	±0	±0	1	3	-2	-66.7		
化学工業	19	18	+1	+5.6	6	3	+3	+100.0	2	5	-3	-60.0	11	10	+1	+10.0		
窯業土石製品製造業	6	9	-3	-33.3	2	2	±0	±0	1	4	-3	-75.0	3	3	±0	±0		
鉄鋼業	3	2	+1	+50.0	1	1	±0	±0			±0	±0	2	1	+1	+100.0		
非鉄金属製造業	1	1	±0	±0			±0	±0			±0	±0	1	1	±0	±0		
金属製品製造業	15	15	±0	±0	1	4	-3	-75.0	5	6	-1	-16.7	9	5	+4	+80.0		
一般機械器具製造業	10	18	-8	-44.4	4	3	+1	+33.3	4	6	-2	-33.3	2	9	-7	-77.8		
電気機械器具製造業	15	13	+2	+15.4	7	11	-4	-36.4	2	1	+1	+100.0	6	1	+5	+500.0		
輸送用機械器具製造業	2	10	-8	-80.0	2	4	-2	-50.0		3	-3	-100.0	3	3	±0	±0		
電気・ガス・水道業	1	1	+1	+100.0	1	1	±0	±0			±0	±0			±0	±0		
その他製造業	(1)	8	+7	+700.0	1	4	-3	-75.0	1	1	±0	±0	(1)	6	-5	-500.0		
[** 製造業計 **]	(2)	128	143	-15	-10.5	(1)	44	51	-7	-13.7	30	41	-11	-26.8	(1)	54	+3	+5.9
** 鉱業 **	1	1	+1	+100.0			±0	±0			±0	±0			±0	±0		
土木事業	9	10	-1	-10.0	3	2	+1	+50.0	2	5	-3	-60.0	4	3	+1	+33.3		
建築事業	11	22	-11	-50.0	6	9	-3	-33.3	2	4	-2	-50.0	3	9	-6	-66.7		
(内、木造家屋建築工事業)	5	10	-5	-50.0	3	3	±0	±0	1	1	±0	±0	1	6	-5	-83.3		
その他の建設業	(1)	18	+17	+900.0	8	7	+1	+14.3	7	5	+2	+40.0	(1)	3	-2	-40.0		
[** 建設業計 **]	(1)	38	49	-11	-22.4	17	18	-1	-5.6	11	14	-3	-21.4	(1)	10	-7	-41.2	
道路旅客運送業、その他	4	(1)	6	-2	-33.3	3	(1)	6	-3	-50.0	1	12	-11	-100.0	±0	±0		
道路貨物運送業	30	44	-14	-31.8	9	11	-2	-18.2	7	12	-5	-41.7	14	21	-7	-33.3		
[** 運輸交通業計 **]	34	(1)	50	-16	-32.0	12	(1)	17	-5	-29.4	8	12	-4	-33.3	14	21	-7	-33.3
** 貨物取扱業 **	1	3	-2	-66.7			±0	±0	1	1	±0	±0			±0	±0		
** 農業 **	2	2	±0	±0	1	1	±0	±0			±0	±0	1	1	±0	+100.0		
** 林業 **	2	4	-2	-50.0	1	1	±0	±0			±0	±0	2	2	±0	±0		
** 水産・畜産業 **	26	26	+2	+7.7	19	19	±0	±0			±0	±0	9	6	+3	+50.0		
** その他の事業 **	(1)	157	(1)	143	+14	+9.8	(1)	85	(1)	76	+9	+11.8	28	30	-2	-6.7		
(内、社会福祉施設)	27	19	+8	+42.1	16	9	+7	+77.8	6	6	±0	±0	5	4	+1	+25.0		
(内、清掃業)	18	11	+7	+63.6	11	7	+4	+57.1	2	2	±0	±0	5	2	+3	+150.0		
(内、商業)	(1)	53	(1)	61	-8	-13.1	(1)	31	(1)	33	-2	-6.1	10	12	-2	-16.7		
(内、接客娯楽業)	31	21	+10	+47.6	13	8	+5	+62.5	4	7	-3	-42.9	6	19	-13	-68.4		
*** 合計 ***	(4)	391	(2)	420	-29	-6.9	(2)	182	(2)	182	-2	-1.1	78	102	-24	-23.5		
死亡災害発生状況																		
全産業	4	2	+2	+100.0	2	2	±0	±0			±0	±0	2		±0	+200.0		
製造業	2		+2	+200.0			±0	±0			±0	±0			±0	±0		
建設業	1		+1	+100.0			±0	±0			±0	±0			±0	±0		
交通運輸事業		1	-1	-100.0			±0	±0			±0	±0			±0	±0		
陸上貨物運送事業			±0	±0			±0	±0			±0	±0			±0	±0		
林業			±0	±0			±0	±0			±0	±0			±0	±0		
その他の事業	1	1	±0	±0			±0	±0			±0	±0			±0	±0		

増減率は、パーセント値で表示
()内は死亡者数で内数を示す

平成31年度全国安全週間実施要綱**1 趣旨**

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成31年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場**2 期間**

7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力 の呼びかけ
 - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間、準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入によるPDCAサイクルの確立
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理実施
- (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
 - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

参考7

平成31年度全国安全週間 滋賀労働局労働基準部長安全パトロール実施要綱

- 1 実施日 令和元年6月27日(木) 13時30分～15時30分

- 2 事業場 事業場名：積水化学工業株式会社滋賀栗東工場
所在地：滋賀県栗東市野尻75
事業内容：樹脂製パイプの製造
労働者数：130名（製造子会社等を含め敷地全体で650名）

- 3 出席者 ① 滋賀労働局 労働基準部長 他 計4名
② 大津労働基準監督署 署長 他 計2名
③ 積水化学工業株式会社滋賀栗東工場 未定

- 4 当日のスケジュール（予定）

13:15	各参加者が事業場に到着、会議室へ移動
13:30～14:00	労働基準部長から「開会の挨拶」 健康安全課長から「パトロールの趣旨説明」 事業場代表者から「挨拶」 パトロール参加者紹介 事業場概要、安全衛生活動の概要説明
14:00～14:05	工場へ移動
14:05～15:00	工場安全パトロール
15:00～15:05	会議室へ移動
15:05～15:15	質疑応答
15:15～15:25	大津労働基準監督署担当官から「個別講評」 大津労働基準監督署長から「総括講評」
15:25～15:30	健康安全課長から「閉会の挨拶」
15:30	散会

5 当日の取材について

パトロールは取材可能ですので、是非、取材をお願いいたします。取材いただける場合は、事前に担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

取材にあたっては、現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲等、入場時に説明いたしますので、10分前には現場に入場していただきますようお願いいたします。